

認可外保育施設利用証明書兼保育料納入済証明書

令和 7 年 5 月 3 1 日

認可外保育施設 所 在 地 長泉町中土狩828番地の1

名 称 ▲▲託児所

代表者名 ▲▲託児所 施設長 ●●●●印

電話番号 055-989-5528

下記の児童は、令和 7 年 4 月から令和 7 年 5 月まで本保育施設を利用し、その利用状況及び保育料の納入状況は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 児童の氏名・生年月日 長泉 太郎 令和 7 年 1 月 2 0 日
- 2 利用者（保護者）の氏名 長泉 一郎
- 3 利用者（保護者）の住所 長泉町中土狩828番地の1
- 4 利用契約の区分

月極契約

 ・ 定期契約 ・ 一時預かり

利用月	利用時間	利用日数	利用者から 受領した保育料	保育料 納入日
R 7 年 4 月	午前 ・午後 9 時 00分から 午前・ 午後 16 時 00分まで	2 0 日	5 5 , 0 0 0 円	4 / 3 0
R 7 年 5 月	午前 ・午後 9 時 00分から 午前・ 午後 16 時 00分まで	2 0 日	5 5 , 0 0 0 円	5 / 3 1
年 月	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	日	円	/

※月極契約又は定期契約については契約内容を、一時預かりについては利用実績を記入してください。

【備考】

- (1) 月極契約は、原則として、利用日及び利用時間が1日当たり6時間以上かつ1月当たり12日以上となる契約をいいます。
- (2) 定期契約は、原則として、利用時間が1月当たり72時間以上となる契約をいいます。
- (3) 一時預かりは、月極契約及び定期契約を除く契約で、原則として、利用時間が1日当たり4時間以上の契約をいいます。
- (4) 保育料は、施設に支払った費用（入園料、給食費、延長利用料、教材費、施設費、暖房費、通園バス利用料及びその他雑費等を除く。）をいいます。